

## 文化審議会国語分科会（第54回）議事録

平成26年 2月21日（月）  
10時30分～12時  
旧文部省庁舎・第2講堂

### 〔出席者〕

（委員）杉戸分科会長，石井，石垣，井田，伊東，井上，内田，沖森，尾崎，川端，  
迫田，笹原，鈴木（一），鈴木（泰），関根，高木，出久根，戸田，納屋，吉尾  
各委員（計20名）  
（文部科学省・文化庁）青柳文化庁長官，河村文化庁次長，川端文化部長，岩佐国語課長，  
氏原主任国語調査官，鶴飼国語課長補佐，林日本語教育専門官ほか関係官

### 〔配布資料〕

- 1 文化審議会国語分科会（第53回）議事録（案）
- 2 「異字同訓」の漢字の使い分け例（報告）（案）
- 3 日本語教育の推進に当たっての主な論点に関する意見の整理について（報告）

### 〔参考資料〕

- 1 文化庁における国語施策・日本語教育施策（平成26年度予算案）
- 2 「国語に関する世論調査」を基にした動画「ことば食堂へようこそ！」について

### 〔経過概要〕

- 1 開会に当たり，青柳文化庁長官から挨拶があった。
- 2 事務局から配布資料の確認があった。
- 3 前回の議事録（案）が了承された。
- 4 内田漢字小委員会主査及び氏原主任国語調査官から，配布資料2の説明があり，質疑応答の後，「異字同訓」の漢字の使い分け例（報告）（案）」が了承された。
- 5 伊東日本語教育小委員会主査から，配布資料3の説明があり，その後，質疑応答及び意見交換が行われた。
- 6 岩佐国語課長から，参考資料1及び2を用いて，平成26年度の予算案と，「国語に関する世論調査」を基にした動画について説明があった。
- 7 今期最後の国語分科会の閉会に当たり，河村文化庁次長から挨拶があった。
- 8 内田漢字小委員会主査，事務局，伊東日本語教育小委員会主査の説明，また，各委員の発言等は次のとおりである。

#### ○杉戸分科会長

ただ今から第54回の文化審議会国語分科会を開会いたします。

本日は今期最後の国語分科会ですので，漢字小委員会と日本語教育小委員会のそれぞれの審議結果について，御報告いただきたいと考えております。議事次第の（1），（2）の順番で，初めに漢字小委員会の審議結果について，同小委員会の主査である内田委員から説明をお願いいたします。

#### ○内田漢字小委員会主査

では，説明させていただきます。

漢字小委員会では、平成25年5月17日の第1回以来、計7回の小委員会、このほかに計9回の漢字打ち合わせ会を開催して、前期分科会がまとめた「国語分科会で今後取り組むべき課題について」で挙げられた課題のうち、「2 常用漢字表の手当てについて」の「異字同訓」の漢字の用法の見直しについてを取り上げ、検討してまいりました。検討に当たりましては、前期分科会がまとめた報告に示されている次のような問題意識、基本認識に沿って、その具体化に向け慎重に検討を重ねてまいりました。

まず、国語審議会の漢字部会が、昭和47年に総会の参考資料として作成した「異字同訓」の漢字の用法は、同音で意味の近い語が、漢字で書かれる場合、その慣用上の使い分けの大体を用例で示したものであり、現在も新聞、放送、出版関係など各方面で参考にされています。しかし、作成以来、既に40年以上も経過しておりまして、「異字同訓」の漢字の用法で示された使い分けの中には、現時点における漢字使用の実態に合わないものが出てきております。また、今回の常用漢字表の改定に際して新たに生じた異字同訓の漢字の使い分け、例えば「こたえる」を回答の「答」とするか、あるいは応ずるの「応」も「こたえる」でございますし、「つくる」なども動作の「作る」、いわゆる「作る」、建造物の「造る」、それからクリエイティビティーの「創る」、いずれもそういう訓がありますが、それについては、平成22年の文化審議会の答申「改定常用漢字表」の「参考」にある「異字同訓」の漢字の用法例（追加字種・追加音訓関連）として整理されておりますが、昭和47年の「異字同訓」の漢字の用法と一体化して示していく必要がある、一覧性という観点からまだまだ工夫の余地があるというふうな認識に立ちまして、慎重に何度も検討を重ねてまいりました。その結果、かなり最後はメールや電話など1日に4回以上も往復するようなことで、本当にしらみ潰しというか、いろいろ検討ができた、非常にいいものになったのではないかと思います。

それでは、資料2「異字同訓」の漢字の使い分け例（報告）（案）につきましては、事務局で担当なさった氏原主任国語調査官から説明させていただきます。よろしく願います。

#### ○氏原主任国語調査官

それでは、私からお手元の資料2につきまして御説明申し上げます。

1ページ表紙をめくっていただきますと、そこに目次が付いております。全体の構成としましては、「はじめに」があって、「前書き」と「使い分け例の示し方及び見方」、それから、これは後ほど具体的に見ていただきますが、「本表」となっています。今回の報告の中心になるのは、この「本表」です。ア行から始まりましてワ行まで、それぞれ同訓の漢字について、使い分け例ということで示しております。

「参考資料」としては、内田主査からお話がありました昭和47年の「異字同訓」の漢字の用法、これは33ページです。それから、平成22年、改定常用漢字表の答申が出た時ですけれども、この時、196の漢字が追加されて新たに異字同訓となったものがあるわけですが、その時に作成した「異字同訓」の漢字の用法例（追加字種・追加音訓関連）という資料も、44ページに入れてあります。

最後に、「収録項目一覧」というのが47ページにありますので、まず、47ページをお開けいただき、そこに見開きの形で1番から133番までありますが、これが今回取り上げた項目の全体です。「あう」から、最後の「わずらう」まで、これだけのものがあるわけです。この使い分けについてはなかなか微妙なところもありますし、それから、昨年の9月に発表した平成24年度「国語に関する世論調査」の中で、実はこの同訓の漢字の使い分けについて質問として聞いているんです。どういうことを聞いたかと申しますと、文章を書くとき、例えば「かわる」というのに変化の「変」を当てるのか、代理の「代」を当てるのか、上に夫を二つ書く交替の「替」を当てるのか、それから、交換の「換」も

「かえる・かわる」と読むわけです。そういうような異字同訓の使い分けで、迷うことがありますか、あるいはありませんかというのを聞いているんですが、「よくある」という方と、それから「時々ある」という方を合わせると74.7%なんです。ですから、大体75%ぐらいの方が迷うことがあると答えています。75%ということですので、4分の3になりますので、かなりの方が異字同訓の使い分けについては迷うことがある、と答えています。そういう状況の中で、今回、この資料が出るのは一般の方にとっても非常に意味のある、そういう資料になったのではないかと考えております。

前の方に戻っていただきまして、内容について、これから御説明申し上げます。まず、最初の2ページ、3ページをお開けください。ここは、「前書き」と「使い分け例の示し方及び見方」ということで、この資料の基本的な性格が述べられていますので、ここから御説明申し上げたいと思います。

前書きの1は、「この「異字同訓」の漢字の使い分け例（以下「使い分け例」という。）は、常用漢字表に掲げられた漢字のうち、同じ訓を持つものについて、その使い分けの大体を簡単な説明と用例で示したものである。」というので、この資料は、常用漢字表に掲げられた同訓字について、どのように使い分けるのかの大体を、示したものであるということです。次に、3番を見ていただきたいんですが、ここも非常に大事な点だと思いますので読ませていただきます。「同訓の漢字の使い分けに関しては、明確に使い分けを示すことが難しいところがあることや、使い分けに関わる年代差、個人差に加え、各分野における表記習慣の違い等もあることから、ここに示す使い分け例は、一つの参考として提示するものである。したがって、ここに示した使い分けとは異なる使い分けを否定する趣旨で示すものではない。また、この使い分け例は、必要に応じて、仮名で表記することを妨げるものでもない。」というので、これだけがいわゆる正しいと言いますか、そういうものではないのだと。ですから、正しい使い分けを示したということではなく、さっき申し上げたように75%の人が困っているわけですから、そういう困っている方たちの参考となるように、という趣旨で作った資料です。

それから、「使い分け例の示し方及び見方」のところを見ていただきますと、1には、今確認していただきましたように133項目について示したとあります。それから、3を見ていただきますと、そこに「当てる」という例が点線で囲って入っています。「触れる。的中する。対応させる」。「あてる」のうち、当選の「当」を使うのはどういう場合なのかということで、「胸に手を当てる。ボールを当てる。くじを当てる。仮名に漢字を当てる」。その下にありますが、「この例では、「当てる」の語義「触れる」の用例として「胸に手を当てる。」、語義「的中する」の用例として「ボールを当てる。くじを当てる。」、語義「対応させる」の用例として「仮名に漢字を当てる。」がそれぞれ対応している。全ての項目の語義と用例は、このような考え方に基づいて並べてある。」とあります。

さらに「なお、この使い分け例では、同訓字の使い分けの大体を示すことが目的であるので、語義の示し方やその取り上げ方についても、当該の目的に資する限りにおいて便宜的に示すものである。したがって、例えば、見出し語の「変える・変わる」の場合、それぞれの見出し語に対応させて、語義を「前と異なる状況にする。前と異なる状況になる」とはせず、2語の共通語義という扱いで、「前と異なる状態になる」だけを示してある。」とあります。

ということで、今回の資料の特徴は、申し訳ございません、行ったり来たりしますが、先ほど47年のものを参考資料として載せてあることを申し上げましたが、33ページを御覧ください。33ページを御覧いただきますと、ここに47年のものが載っています。これも「あう」から始まりまして、「あう」「あがる」、例えば「あがる」ですと、上・揚・挙とあって、真ん中の「揚がる」には「花火が揚がる」という用例が「揚」で挙がっているわけですが、それから「歓声が揚がる」ですね。これは、もう見てお分かりの

ように、例えば「あう」で言いますと、「合」と「会」と「遭」。どういう場合に「合」を使うのかという用例だけが並んでいます。今回の資料の最大の特徴ですが、後で具体例を見ていただきますけれども、今見ていただいているように語義が示してあるところです。

それで、何を、今回目指したかと言いますと、例えば、「あたる」とか「あがる」とか「あげる」とかを見たときに、47年のですと、ここに用例が挙がっていれば、「ああ、これは「上」を使えばいいんだな」とか、「これは「挙」を使えばいいんだな」とかすぐ分かるわけですが、文章を書いていくときには、ここに挙がっていないものも当然結構あるわけです。その場合にどう判断していくかという問題があって、もちろん47年のものでも、このように並んでいる用例を見て、「ああ、「上」というのはこういう場合に使うんだな」ということを自分なりに類推して「上」を当てていく、あるいは自分なりに類推して「挙」を当てていくことはできるわけですが、やはり分かりにくいところがあると思います。ということで、今回は語義を付けることで、用例にないものでも類推しやすいものとなるよう、そういう資料の作成を目指したということです。また、そこが大きな特徴になっています。

それから、右の3ページに行きますと、\*が付いているものなどがありまして、それが5番のところ。例えば、「有る」「足」「会う」。これも後で見ていただきますが、必要に応じて、特に迷いそうなところであるとか、使い分けをどういう考え方で捉えたらいいのかといったポイントになるところや、ヒントになるようなもの、そういったものを補足説明として入れ込んであります。

1ページめくっていただきまして、4ページを見ていただきますと、ここは「あう」から始まるわけですね。それから「あからむ」「あがる・あげる」。先ほど「あがる・あげる」の用例の「花火が揚がる」を見ていただきましたので、見ていただきますと、今回のものは「花火が揚がる」の「揚」の後に括弧して「上」が付いています。ここに、\*が付いているということで、この\*は下に補足説明があるという印です。ちょっと読んでみますと、「花火があがる」は、「空中に浮かぶ」花火の様子に視点を置いて「揚」を当てるが、「空高く上がっていく（高い方に動く）」花火の様子に視点を置いた場合には「上」を当てることが多い」と。「花火があがる」の場合、今は「上」がかなり使われているんですね。それでは、なぜ昭和47年の時に、「揚」を当てていたのかという問題があるわけです。そして、なぜ「上」を当ててようになっていったのかという問題も、もう一方であるわけですね。それで、「花火」の「揚」のところを見ますと、「空中に浮かぶ。場所を移す。油で調理する。」と語義が示してありまして、花火というのは上がって行ってバーンと開くわけですが、一旦空中で止まるような瞬間があるわけです。ですから、そのように上に上がって、上がりっ放しじゃないですね。そのままずっと上に行ってしまうということではない、たこ揚げなんかもたこが上に上がって空中にとどまっているわけですね。花火もやはり、そういう観点で捉えると、「空中に浮かぶ」という意味で「揚」を当てることができるし、下から上に上がっていくという、空高く上がっていく様子に視点を置くと、「上」を当てることができるわけです。そういったことなども、この補足説明の中で見ていただくことができます。ただ、「打ち上げ花火」という言葉もありますので、現在は「上」を当てることが多いように思います。

それから次に、5ページをお開けください。「あたたかい・あたたかだ・あたたまる・あたためる」という真ん中辺りにある項目ですが、これなども「温」を当てるか、「暖」を当てるか、はっきりしているのはいいんですが、微妙なものが出てきます。そういったときに、例えば、自分が、「あたたかい国に住みたい」と書こうと思ったときには「暖」なのか「温」なのかというのは、これを見ていただきますと、「あたたかい国」というのは気温が高い、つまり、下の「暖」のところを見ますと、「寒くない（主に気象や気温で使う）」と書いてありますから、そういう気温の高い国ということですから「暖」

を当てるとということが分かります。それから、子供の将来を「あたたかく」見守るなどというのもよく使う文だと思いますが、「子供の将来を「あたたかく」見守る」というのはこの中には用例としてはありません。用例にはないんですが、例えば、そういう文を書きたいと思ったときに「温」なのか「暖」なのかと考えるわけです。そういう場合に、これを見ていただきますと、子供の将来を「あたたかく」見守るというのは、子供がどのように将来になっていくかということ、愛情や思いやりを持って見守っていくということですから、「温」のところにある「愛情や思いやりが感じられる」という語義を見て、「ああ、こちらを使えばいいんだな」ということが分かります。そういうように、なるべく類推が利くようにということで、このような語義を付けてあります。

それから、19ページを御覧ください。あと幾つかの項目を実際に見ていただきたいと思います。例えば、これは漢字小委員会の中でかなり議論したところですので、ちょっと御紹介申し上げますけれども、87番の「とかす・とく・とける」です。これも「解」を使うのか、「溶」を使うのかが明らかな場合もあります。例えば、「雪どけ」は国語辞典でもほとんど「解」だけなんです。ほかに「融雪」の「融」というのがあって、それは表外訓、つまり常用漢字表に入っていない訓なんです。それを「解」の次に見出し語として表外訓の印を付けて挙げていますが、「雪どけ」の場合には「解」を当てています。そうすると、「雪をとかす」の場合も「解」でいいのかとかいろいろ出てくるわけです。けれども、その語義を見ていただくと、「とかす・とく・とける」、上の「解」の方は、「固まっていたものが緩む。答えを出す。元の状態に戻る」となっています。「固まっていたものが緩む」というのが最初に出てくるんですね。最初の用例の「結び目を解く」、これも固まっていた結び目が緩むわけですね。それから、次の用例の「ひもが解ける」、これも縛っていたひもが緩んでしまうということで、固まっていたものが緩むわけです。「雪解け」の「解」も実はこれと同じ使い方がされているということです。それまで寒くて雪が非常に固く締まっていた状態だったのが、だんだん暖かくなってきて緩んでくる。ですから、そういう意味で、雪解けの季節というのはまだ固まっていたところから緩んでくる時期を指して使うわけですから、「雪解け」と「解」を当てるわけです。当然これは解けてくると、緩んでくるだけじゃなくて、水になっていくわけです。そういったところまで見越して、液状にする、あるいは液状になるというような意味で使う場合には、その下にありますように「雪や氷がとける」ということで、雪は緩んできた後に、水になっていくということですから、「とかす」とか「とける」という場合には、「溶」を使うこともできます。下の、\*を見ると、「雪や氷がとける」の「とける」については、「雪や氷が液状になる」意で「溶」を当てるが、「固まっていた雪や氷が緩む」と捉えて「解」を当てることもできる。「雪解け」はこのような捉え方で「解」を用いるものである。」という補足説明が付いています。今回のこの部分とは直接の関係はありませんが、例えば「氷解する」というときの「解」の使い方と同じです。氷のように固まっていたものが、つまり「疑問が氷解する」というのも、固まっていた疑問が緩むということで、そういうことで語義と併せて見ていただくことで、かなり明らかになっていくところがあると思います。

それから、22ページを御覧ください。これは「異字同訓」の漢字の用法例の中で最も見出し語が多いものです。「はかる」です。「はかる」はそこにありますように6種類の「はかる」が出てきます。例えば「図」を当てる場合、「合理化を図る。解決を図る。身の安全を図る。…」と挙がっていますが、これは「あることが実現するように企てる」という場合に「図」を使うんだということが頭に入っていると、「合理化を図る」というのも、合理化が実現するように企てていくわけですし、「解決を図る」も同じです。「身の安全を図る」も自分の身の安全が実現するように企てるということで、「あることが実現するように企てる」という意味で使う場合には「図」を当てるんだということが分かるわけです。それから、「計」だとか「測」だとか、そこに並んでいますけれども、「体重を

量る」が「量」のところの用例にあります。語義にありますように、重さや容積を調べる場合には「量」を使います。その上に「測」の用例の「身長を測る」があります。これは漢字小委員会の中で御意見として実際に出されたものですが、じゃあ「身長と体重をはかる」という場合には、どっちを書くんだと。これも簡単にですけども、「身長と体重をはかる」という場合の「はかる」は、「測定する」と言い換えられることなどから、「量る」よりも「測る」を用いる方が一般的である。」という補足説明が付いています。実際の使い方としても「測」を当てる方が一般的ですので、こういう形で、そういう迷いそうなところに補足の情報を加えています。

最後の27ページで最後にしますが、「わく」というのが131番にあります。これもかなり漢字小委員会で話題になったものですので、御紹介申し上げます。「わく」も沸騰の「沸」か、湧出の「湧」かということですけども、「沸く」の方は「水が熱くなったり沸騰したりする。興奮・熱狂する」。それから、「湧」の方は「地中から噴き出る。感情や考えなどが生じる。次々と起こる」。ちょっと今見ていただくと、例えば下の「湧」の方の「湧く」ですね。「地中から噴き出る」が最初の語義として挙がっています。温泉が湧くのも、石油が湧き出るのも、地中に入っていたものが地表に出てくるわけです。この語義が基になって、「感情や考えなどが生じる」という語義が出てくる。形として見えなかったものが、感情とか考えという形を取って生じるというのは、「地中から噴き出る」というのとほとんど同じです。次の語義の「次々と起こる」も、「雲が湧く」という用例が挙がっていますが、これも、雲がもくもくと噴き出るように湧いてくるわけですから、「地中から噴き出る」という語義とつながっていることが分かります。「沸く」の語義の「水が熱くなったり沸騰したりする」についても、これが比喩的に使われると、「興奮・熱狂する」ことになるわけです。全体を通して、完全にはそういう形にはなっていないのですが、できるだけ関連が分かるような形で語義を並べるという配慮もしてあります。

そういうことで、いろいろ工夫をしまして、これまでの昭和47年のものや、平成22年のものに比べると、格段に分かりやすく、使いやすくなったのではないかと思います。先ほども申し上げましたが、75%の方たちが「迷うことがある」とおっしゃっていますので、そういった方たちの参考になればということで、この資料というか、報告を作ったということでございます。以上でございます。

#### ○杉戸分科会長

ありがとうございます。それでは、ただ今の御説明について御質問、御意見などがありましたらお願いいたします。

今の御説明を伺いますと、今回の報告は漢字の読みと表記という範囲の世界だけでなく、意味の世界の説明も取り入れて、それも意味といっても、同義とか、類義とか、対義という非常に複雑な意味の世界と言わば格闘していただいたということを実感しました。そうした審議を土台にして、非常に分かりやすい明快な使い分けの例を列挙していただいたと思います。改めて、その御苦勞に敬意を表したいと思いますが、いかがでしょうか。御質問、御意見お出しください。よろしいでしょうか。

それでは、これについての御意見はここまでということにいたしまして、この報告案につきまして、国語分科会として、お認めいただいたということにいたしたいと存じます。なお、報道機関にもこの後、手順を踏んで公表することにいたします。先ほどの青柳長官の御挨拶の中にも出ていたと思いますが、この異字同訓の報告の公表については、国語課としてどのような形をお考えなのでしょうか。いかがでしょう。

#### ○岩佐国語課長

本日この分科会での御了解が得られましたので、この後すぐにテレビ・新聞各社に情報

提供いたしたいと思います。それから、国民全体を対象にしていますので、まずインターネット上に載せたいと思いますし、文化庁が行う各種の研修大会などでもお配りしていきたいと思います。何かほかにも周知徹底する方法がありましたら、是非御意見を頂きたいと思います。

#### ○杉戸分科会長

ありがとうございます。委員の皆さんからも具体的な御提案があれば、事務局にお寄せください。それでは、漢字小委員会についてはここまでといたしまして、先に進めます。

次は、日本語教育小委員会の審議結果についてでございます。これについては、資料を基に、当小委員会の主査である伊東委員から御説明お願いいたします。なお、この報告は日本語教育小委員会として、取りまとめたものでございます。したがって、この分科会で審議して改めて御了承いただくことはせず、小委員会としての結論を報告する、その内容について御説明する機会であるということをお知らせ申し上げます。御了承ください。それでは、伊東委員、お願いいたします。

#### ○伊東日本語教育小委員会主査

それでは、今期の日本語教育小委員会の審議状況について御報告いたします。お手元の資料3ですが、約140ページにわたる資料を御用意いただきまして、私の報告をお聞きいただきたいと思います。

昨年10月に行われました文化審議会国語分科会でも御報告させていただきましたが、今期の日本語教育小委員会では、平成25年2月に課題整理に関するワーキンググループが取りまとめた「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について(報告)」の中で整理した11の論点について、意見やデータの収集及び整理を行ってまいりました。その上で、来期以降の具体的な日本語教育施策の検討の土台として、日本語教育の推進に当たっての主な論点に関する意見の整理について報告をまとめてまいりました。本日は、その内容について概略ではありますが、御説明したいと思います。

まず全体構成についてですが、資料3の1枚表紙をおめくりください。1ページを御覧いただきたいと思います。その「目次」を御覧いただきたいと思います。目次にありますように、本報告書は「1. はじめに」「2. 全般的な状況について」「3. 日本語教育の推進に当たっての主な論点について」、そして一番下ですが、「4. おわりに」、そして「参考資料」というような構成から成っております。「3. 日本語教育の推進に当たっての主な論点について」の下位項目として、論点1から論点11まで示しております。これは昨年度、課題整理に関するワーキンググループで整理した論点ということで、それをここに再度示していることとなります。今年度、平成25年度については、繰り返すこととなりますけれども、この11の論点について意見やデータを収集して整理し、そして来期以降の具体的な日本語教育施策の検討の土台ということで、作成したということとなります。

それでは、それぞれの部分の中身について、簡単ではありますが、御説明いたします。まず、「1. はじめに」では今期の検討経過について記述しております。4ページです。そして「2. 全般的な状況について」では、各論点に関する意見等の背景として、日本全国の外国人の状況や日本語教育に関する状況について、記述しております。そして「3. 日本語教育の推進に当たっての主な論点について」では、論点ごとに今期収集して整理した意見のまとめ、そして、各委員の意見や、ヒアリングを行いました。それらを通して頂いた具体的な意見、データを示しております。そして「4. おわりに」で、来期の検討事項について、まとめていると御理解いただけたら有り難いです。なお、データについては今回量が多いことでもありますので、2、3ページに一覧として示しております。

それでは、本報告の具体的な内容について、該当ページを御覧いただきながら御説明さ

せていただきます。では、4ページを御覧ください。「1. はじめに」になります。ここからが本文になります。ここでは、前期からの検討の流れと、今期行なったことの概要を示しております。具体的には、前期、日本語教育小委員会に設置した「課題整理に関するワーキンググループ」で、日本語教育の推進に向けた具体的な考え方と論点の整理について報告をまとめ、11の論点に整理しましたが、今期は、その11の論点に基づき意見やデータの収集を行い、それらを整理して取りまとめたことを記載しております。

なお、意見やデータの収集は、具体的には、日本語教育小委員会において関係者からヒアリングを行ったほか、文化庁の主催事業を利用して行いました。文化庁の主催事業は、具体的には、以下の事業になります。まず、「文化庁日本語教育大会」「日本語教育研究協議会」「地域における日本語教育協議会」「日本語教育推進会議」「地域日本語教育コーディネーター研修」、そして「都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修」ということになります。

ヒアリングに関してですが、ヒアリングを行った団体は岡山県の総社市、岐阜県の特定非営利活動法人可児市国際交流協会、公益財団法人横浜市国際交流協会、山形市国際交流協会、公益財団法人宮城県国際化協会、そして、愛知県の特設非営利活動法人多文化共生リソースセンター東海でございます。かなり後ろの方になりますけれども、ヒアリングの実施時期につきましては、135ページ、136ページに掲載しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

そして、また4ページにお戻りいただきたいんですが、次に4ページの真ん中、四角で囲ってありますが、「全般的な状況について」について御説明させていただきます。ここでは11の論点に関する意見やデータの背景として、日本全国の外国人の状況、そして、日本語教育の状況を示しております。基本的には、外国人が増加傾向にあり、国籍なども多様化していること、かつ定住化傾向が進んでおりますけれども、そういった外国人の受入環境の整備の最も基本的な取組としても日本語教育があること、また、それに関連するデータとして5、6ページに掲載しているということが、このページに関わることでございます。

次に、7ページを御覧いただきたいと思っております。7ページの1行目、一番上ですが、このような状況の変化に適切に対応しつつ、日本語教育を更に推進していくことが求められますとしておりますけれども、更に推進していく際のよりどころとして、以下7ページから8ページ、9ページの枠で囲ってある部分ですけれども、日本語教育の推進に当たっての基本的な考え方について、そして検討の留意点を示しております。これは、今後の検討においても重要な部分ですので、昨年取りまとめた「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について（報告）」から転載した部分であると御理解いただけたらと思っております。ここは、重要ということで転載した部分です。

その後、10ページを御覧ください。10ページから後ずっと20ページまでですが、日本に暮らす外国人全般、日本語教育全般に関わるデータということで簡潔に示しております。

次に、それぞれの論点の構成について御説明いたします。21ページを御覧ください。21ページの上にあります。論点整理で示した11の論点のそれぞれについて①を御覧ください。論点の概要、網掛けの部分ですね。そして、②論点に関する意見、これも網掛けの部分です。そして、3というのは、23ページに行きますけれども、23ページの③論点に関する状況等のデータとございますが、こういう構成になっております。なお21ページの②の論点に関する意見は、論点に関する意見のまとめと論点に関して挙げられた意見から構成されております。21ページのちょうど枠で囲った下ですね。論点1に関して挙げられた意見等々がずっと出ております。

例えば、21ページの「論点1 日本語教育に関する政策のビジョンについて」では、

まず論点1の概要を点線の枠で示し、次に21ページの真ん中辺りの点線の枠で、論点1に関する意見のまとめを示しているということになります。さらに、その下には、論点1に関して挙げられた意見を並べております。なお、各論点で挙げられた意見については、似たような意見はグループ化して項目立てをしております。

次に、23ページの下を御覧ください。「③論点1に関する状況等のデータ」、網掛けの部分ですが、ここではその一覧を示し、その後続く24ページから39ページ、これも量としては多いですが、1枚ずつめくっていただきますと、全部データとして掲載しておりますので、このような点線で示しているということになります。

本日は11の論点全てについて取り上げる時間はございませんので、来期最優先の検討事項としている「論点7 日本語教育のボランティアについて」を取り上げ、その内容について御説明したいと思います。論点7は102ページになります。102ページを御覧ください。よろしいでしょうか。「論点7 日本語教育のボランティアについて」の内容について簡単に御説明したいと思います。

まず①、網掛けの部分、論点7の概要ですが、この部分は昨年度の報告の転載部分ですので割愛いたします。そして②、すぐその下ですが、論点7に関する意見、ここではまず論点7に関する意見のまとめになります。そのことをちょっと読み上げたいと思います。四角に囲った部分ですが、「地域により日本語教室の開設状況や人材確保の状況は大きく異なる。人材について、ボランティアの果たす役割は大きいですが、高齢化等の理由により、確保が困難なところが出てきており、教える側に若い人や外国人などが参加し、継続的に日本語教育を行えるように検討することが求められる。また、ボランティアとして日本語指導やコーディネーターに関わる人の知識や経験、属性等は多様であるが、実態の把握、整理を行った上で、その役割や待遇、配置などについて検討が必要ではないか」としているわけです。これは、「論点7に関する意見のまとめ」の下にあります。論点7に関して挙げられた意見をまとめたものとなっております。

その論点7に関して挙げられた意見ですが、これは、グループ分けした項目だけ御紹介いたします。このまま引き続き102ページを御覧ください。102ページ中ほどから、まず（日本語教室の開設状況について）、ここは括弧書きにしてあります。これがグループ分けした項目の一つと御覧いただけたらと思います。そして、グループ分けした二つ目としては、その下、（ボランティアの実態と多様性について）というところです。ということで、103ページまで出ております。そして、103ページのところで、（日本語教育関連事業（日本語ボランティアに関連する事業を含む）の具体的把握について）として、まとめております。これらの意見は日本語教育小委員会での意見交換、ヒアリング、そして先ほど申しました文化庁の主催事業などを通して得られた意見として御理解いただけたらと思います。

では、それから104ページですね。またちょっと長くなりますが、104ページから1枚ずつめくっていただいて114ページまでずっとお目通しいただきたいと思います。これもずっとデータになります。104ページから114ページに論点7に関する状況等のデータを掲載しております。104ページのデータは、都道府県別に日本語教室がある地方公共団体の数とその割合を示したものです。また、105ページの上のデータは、自治体の総人口と外国人住民の数別に日本語教室の有無、ある・ないを示したものであり、その下のデータは自治体の総人口と外国人住民の人口比率別に日本語教室のある・なし、有無を示したものとなっております。時間の関係もありますので、全ては御紹介できませんが、この後、地方自治体における外国人施策に対する体制や、地域における日本語教師の雇用形態や年代の割合、「生活者としての外国人」のための日本語教育事業の年度別の委託件数などを示しております。

先ほども御説明いたしましたけれども、11の論点それぞれ全てこのような構成となっ

ておりますので、今は論点7を例に御説明いたしました。全ての論点はこのような構成になっているということで御理解の上、御覧いただけたら有り難いと思います。

では、次に「4. おわりに」について御説明いたします。一気に134ページまで飛びます。多くはデータから構成されておりますので、「おわりに」は134ページになります。ここを御覧ください。最初に説明いたしましたけれども、今期は日本語教育小委員会や文化庁主催事業において、意見やデータの収集・整理を行ってまいりましたけれども、得られた意見は地域における日本語教育に関するものが中心でございました。また、地域における日本語教育は現状ではボランティアが大きな役割を果たしていることから、来期以降の日本語教育小委員会では、まず先ほど御説明いたしました「論点7 日本語教育におけるボランティアについて」検討を進めることが適当であると考えております。また、地域における日本語教育の取組はもちろんボランティアだけではなく、自治体、文化庁以外にも、既に大学や日本語学校等においても取組が始められております。したがって、今後はより広範囲、広い領域の連携が求められることもありますので、「論点2 日本語教育の効果的・効率的な推進体制について」との関連も視野に入れて、さらに地域における日本語教育の実践は現実的には生活日本語の教育に限定されるものではなくて、例えば教育や就労など、多様な領域と関連することから、「論点1 日本語教育に関する政策のビジョンについて」や、「論点9 総合的な視点からの検討について」など日本語教育の関連領域も見据えて、検討を進めることが必要であると考えております。

また、引き続き、外国人の日本語学習のニーズや日本語学習環境等の実態など、詳細なデータを収集する必要があることから、「論点8 日本語教育に関する調査研究の体制について」も必要な調査研究の体制について検討し、実施することとしております。

最後ですが、135ページ以降が「参考資料」となりますけれども、その135ページに「平成25年度の日本語教育小委員会等及び文化庁における日本語教育事業の実績」、次の136ページに「参考とした各都道府県・政令市における多文化共生及び日本語教育に関する計画や調査等」、138ページに本報告の概要、そして139ページ以降に委員名簿を掲載しております。このような構成になっております。

以上で、日本語教育の推進に当たっての主な論点に関する意見の整理についての報告とさせていただきます。以上です。

#### ○杉戸分科会長

ありがとうございます。それでは、ただ今の日本語教育小委員会からの御説明について、御質問、御意見を頂きたいと存じます。

最初、日本語教育の全般の状況についてから書き起こして、昨年度指摘した11の論点ごとに、様々な機会あるいは様々なところから集めたいろいろな情報、統計的なデータを非常にたくさん集められて整理し、これは本当に充実した資料だと、それが報告されました。最後の部分にあったとおり、次年度以降の日本語教育小委員会の審議の確かな土台、よりどころになった、それが整備されたかと私も存じます。でも、この資料はこの審議会とか、日本語教育小委員会での審議だけでなく、日本語教育をいろいろな角度から考えられる、あるいは議論されるほかのいろいろな場での基礎的な資料あるいはデータ集として活用していただける内容になっていると、私も一部参加していますので、自画自賛になるかもしれませんが、胸を張ってそう思います。ありがとうございます。

御意見、御質問、いかがでしょうか。どうぞ。

#### ○鈴木（泰）委員

ほかに機会がないので、ちょっと話が違うんですけど、よろしいですか。この内容とはちょっと関係ないんですけど。

○杉戸分科会長

日本語教育小委員会の範囲に関係は…。

○鈴木（泰）委員

日本語教育に関することではあるんですけど。

○杉戸分科会長

では、どうぞ。

○鈴木（泰）委員

異字同訓の問題に限らないんですけども、日本語教育の中にも書くことは入っているわけですよね。それで、漢字使用の目安はどんなものであると、日本語教育にとって有り難いかとか、こういう手当てがあったらそれは助かるとか、もしそういうことがおありになれば、せっかくの機会なので、伺ってみたいんですが、何かありますでしょうか。

○杉戸分科会長

日本語教育の世界における漢字教育ですね。これは伊東主査、いかがでしょうか。あるいは日本語教育における漢字の扱いについては、石井委員が特に御専門として長く続けていらっしゃるんですが。まず、お二人から何かお答え、あるいは御意見をお出しいただけますか。

○石井委員

日本語教育の中でも、例えば留学生のような学習期間がかなり年数的にも長く、体系的な学習ができる場合は、恐らく今回出たようなああいう使い分けの表、これは本当に留学生教育の中でもそのまま使える素材と思ってさっき拝見していただんですけども、先ほど御報告のあった主に生活者という形で地域で就労、生活をしていらっしゃるような方たちに関して言いますと、本当にこれは多様で、こういう目安というものが設定できないところが一番大きな問題でございまして、いろんな方がいますけれども、中には自分の母語の読み書き能力がない方たちも少なくないんです。そういう方たちに漢字のところまで要求することは、恐らく場合によっては「もう日本での日本語使用は諦めなさい」と言うのに等しいようなことになるということで、体系的な学習というよりは、どうやって身の回りにある自分が必要な読むべきものを読めるように、あるいは理解できるようにする支援の環境整備とか、そちらの方で今いろいろ考えているような状況がありまして、例えば日本の中で流布しているものについて、常用漢字をきちっと習得したレベルを想定した表記ではなく、極力漢字が入っていても振り仮名が振ってあるとか、あるいは最近は大分多言語対応は出てきましたけれども、そういうこともありますし、後もう一つは、いわゆる学校教育で教えていく順番と、生活は相当違いまして、例で言いますと、例えば「とり」という言葉で、部首などで使えるのは普通に使う「鳥」なんですけれども、実際に日本に来て生活する人は、あの字よりも鶏肉の「鶏（ケイ）」という字が分からないと、スーパーは対面ではないので、対面販売のところであれば「とり肉ください」でいいんですが、スーパーのパックを見て、どれが豚で、どれが牛で、どれが鶏かという、例えばその判断で、宗教的なことで牛とか豚とか駄目という方たちにとっては、やっぱりそういう漢字の方が先になるとか、そういうことをいろいろ考えていきますと、こういうことが今必要であるというようなことを一言でお答えするのは大変難しい状況だという、そういうお答えしかできないんですけども、よろしいでしょうか。

○杉戸分科会長

ありがとうございます。日本語教育小委員会のほかの委員から更に御説明なり、御意見  
なりありますか。じゃあ、迫田委員、どうでしょう。

○迫田委員

迫田でございます。明確な答えは同様できないんですけども、現状の一部を御紹介し  
たいと思います。私の友人は、筑波大学で学習者のためのハンドブック、辞書作りを目指  
しております。今回お示しくくださった異字同訓の資料などは、本当に世界で学んでいる各  
学習者にとって非常に有り難いものであり、そういう漢字がある意味一つの学習困難点と  
なっておりますので、そういう意味ではこういう成果があるのはすごく役に立つことだと  
思います。それと同時に、先ほど石井委員からも、どういったものが漢字の目安になるの  
かというのは恐らく何のために、どうして日本語を学んでいるのか、あるいはどうして日  
本にいるのかというニーズに非常に関わってくると思います。そういった意味で、今回、  
お示ししました論点8、つまり外国人の多様化、国籍の多様化によってどういったニーズ  
があるのかということ私たちが今度調べていくことが、きっとその答えを、解決してく  
れる一つの指標になると思います。ということを感じましたので、お答えいたしました。

○杉戸分科会長

ありがとうございます。鈴木委員、いかがでしょうか。

○鈴木（泰）委員

どうも丁寧に御説明いただいてありがとうございます。そうすると、やはり基本的には  
学習者、それから教える側の、その場所における必要に応じた対応というようなことが中  
心になるということであって、いつそ日本語がもっとこうであってほしいとかというふう  
な意見にはならないわけですね。つまり、鶏肉の「鶏」なんていうのは、元々動物の名前  
だから、昔は当用漢字の時は片仮名で書けといていたものですよ。それが今、平気で  
みんな漢字で書くようになったから、そういうことが起こっていると言えば起こっている  
んです。だから、実際にそういう生活者だけではなくて留学生でも、いわゆる漢字圏から  
来た人と来ない人とは全く違いますよね。日本語の習得の速さが2倍とか3倍とか掛かる  
んじゃないかという感じが僕はちょっとするんですけども、やっぱりそういうことは日本  
語教育に携わる方はよく身をもって御存じであるので、ひょっとして何かそういう提言み  
たいなものもおありになるのかなということで、お聞きしたんですが、取りあえずは、と  
もかくそういうニーズに応じた対応をとということであることはよく分かりました。どうも  
ありがとうございます。

○杉戸分科会長

どうぞ。尾崎委員、お願いします。

○尾崎委員

日本語を学ぶ外国の方たちもいろいろな目的があって背景があるということは今お話に  
出てきたんですけども、今の鈴木委員がおっしゃったような漢字圏ではないところから  
来る外国の方は増えています。それから、海外で日本語を勉強している人たちも、東南ア  
ジアとか南アジアとか、非漢字圏の方が増えています。日本の将来的なことを考えたとき  
には、漢字を背景にしていない外国の人たちが日本語を学びたいともっと思うだろうし、  
それから日本自体も将来を考えたときに、非漢字圏の方たちに日本語をもっと学んでもら

わなければいけないような状況が起こり得るだろうということが予測されそうです。そう考えたときに、漢字の読み書きというものがどれだけ日本語を学んでいる外国の人にとって大きな負担になっているか。これは私たちには想像ができないほど大きな負担になっています。それで極論すれば、日本語が漢字を捨ててくれたら本当にうれしいと思っている外国人がたくさんいる。

ただ、一方では、日本語を学ぶことを通して、日本の歴史とか日本人の発想とかということも私たちは知ってほしいし、そういうことまでやはり学ばなければ、日本を分かったことにはならないというお気持ちの方もたくさんいるわけです。ですから、ここは日本語を学んでもらうということが日本を知ってもらい、そのためにはこれまでの長い日本語の蓄積も知ってもらわなきゃいけない。だから、一方では漢字は学んでほしいわけです。

ただ、これまでのように恵まれた環境でかなり学習能力の高い留学生のような人たちが日本語を学んでいた時代から、もっと層が広がってきて、読み書きについては大体読めればいい、書くことは余り必要じゃないから、今回の御報告にあったような同訓異字の使い分けについては、書く分には余り関係がないというような層もあるかと思います。鈴木（泰）委員の御質問に一言で言えば、漢字がもっともっと限定的になって、学習の負担が軽くなれば有り難いという外国人はたくさんいるだろうというのが、私のこれまでの経験等からの意見です。以上です。

#### ○杉戸分科会長

ありがとうございます。いかがでしょうか。ちょっと乱暴かもしれませんが、日本語を学ぶ、あるいは日本語を新たに知ろうとする人たちの側の問題と一緒に、迎え入れる我々日本側の文字の使用の状況もより日本語教育の重要な条件になっていると。日本語の社会の方の問題を、お三方が特に共通して、お答えの中に含まれたと、そんなふうに聞きました。二つの小委員会で別々に議論をしてきた二つのテーマでしたが、期せずしてと言いましょうか、ちょうどこの場で、今日初めてだと思いますが、二つの審議事項が重なるような議論をしていただけました。

短い時間だったんですが、近い将来、このテーマは別のところで、あるいはこの場の次のテーマとして検討課題になり得るんじゃないかという気もいたしました。今後の検討課題としたいと思います。

#### ○内田委員

もうおまとめのことをおっしゃっていただいていたんですが、ちょっと私、一言。確かに非漢字圏から来られた方にとって、漢字を書く、あるいは読むことも大変負担があるというのはとてもよく分かるのですが、やっぱり日本語の表記の特徴は、平仮名が音楽的な効果を、そして漢字が概念を運ぶ装置として機能していて、その漢字を知ることが概念の構築に不可欠なものであると思います。一つ、この漢字の成り立ちを非漢字圏の方たちに知っていただくと、「あ、これはおもしろい。こういうことで意味、概念というのが分かるんだな。」というようなことを知っていただけるんじゃないかと。やっぱり漢字をなくしてしまったら、日本人自体の知の基盤というのほうんと下がってしまうと思うんです。私はやっぱり平安時代に漢字仮名交じりを発明した日本人のすばらしさを、漢字小委員会で議論しながらたびたび実感するような思いでおりました。ですから、生活者として日本に来られている外国人の方たちにも、このすばらしい日本語を学ぶことで、先ほど先生がおっしゃってくださったように、それが日本文化を知ることであり、また日本人のものの考え方を知ることであり、御自分たちが日本に適応していくときの知の基盤を作る大事なものであるということで、是非漢字というものを大事にしていきたいなという、これは希望でございます。

○杉戸分科会長

ありがとうございました。繰り返しになりますけれども、日本の漢字政策の一つ関わる議論だったと思います。先ほど申しましたが、近い将来また別の機会に検討の課題としてこれがあるんじゃないかという御指摘として受け止めておきたいと思います。よろしゅうございましょうか。

それでは、日本語教育小委員会の報告につきましての意見交換はここまでとさせていただきます。この資料についても、先ほどお尋ねしましたけれども、広く公にしていく段階に入っていくわけですね。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事の「その他」に当たりますが、参考資料1，2を基に、平成26年度の予算案、及び「国語に関する世論調査」を基にした動画について、事務局から御説明をお願いいたします。

○岩佐国語課長

お手元の参考資料1を御覧ください。文化庁における国語施策・日本語教育施策についてです。ほぼ同じ資料を前回説明をいたしましたので、ごく簡単に説明いたします。

1ページ目の下に、国語施策の充実について4点挙げています。調査及び調査研究ということで、「国語に関する世論調査」を実施いたします。国語問題研究協議会を開催いたします。それから、3番目としては「危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究事業」を行います。ユネスコが指摘した危機的な状況にある8言語のうち、平成26年度には八丈方言、国頭方言、沖縄方言、八重山方言の四つの方言について保存・継承の取組・調査をしていきます。それから、アイヌ語につきましては、一番危険度が高いわけですが、アーカイブ化を進める調査研究を進めていくとともに、報告・説明会を開催する予定です。それから、震災地域における言語につきましても、引き続き、保存・継承の取組を支援していきます。それから、四つ目としまして国語施策に関する資料の電子化を行っていきます。

続きまして、日本語教育ですけれども、1枚めくっていただきまして、ページ数で言うと、小さい方の数字の4ページを御覧ください。「外国人に対する日本語教育の推進」の具体的な事業の実施ということで、「生活者としての外国人」のための日本語教育事業、地域日本語教育実践プログラムを引き続き実施していきます。それからコーディネーター研修も引き続き実施していきます。また、「条約難民及び第三国定住難民に対する日本語教育」も引き続き実施するとともに、来年度新たに、日本語能力及び日本語学習実態調査を行います。

全体としましては、国語施策・日本語教育全体の予算が25年度は、2億7,600万でしたが、26年度は若干減りまして、2億6,900万という予算規模で実施していきたいと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

それから、参考資料2の「ことば食堂へようこそ！」という資料が1枚付いているかと思いますが、これは、「国語に関する世論調査」に関連するものになります。これまで平成7年度から世論調査を実施し、そのたびに毎年報告書をまとめてきましたが、その中から20のトピックスを選びまして、動画を作成しているところです。一番下に書いていますけれども、「雨模様」ですとか「御の字」「割愛する」などの20のテーマにつきまして、1本当たり3分から4分の時間で動画を作りまして、国民に広く言葉への関心を高めてもらおうと考えています。スキット形式で、ユーモアあふれる会話を通して身近なものに感じていただくとともに、説明を加えることによって、言葉を理解してもらうことに資するものにしていきたいと思います。今年の4月から毎月2本ずつ文科省のチャンネルにアップしていきたいと思っておりますので、是非御覧いただければと思います。以上です。

○杉戸分科会長

ありがとうございます。二つ御説明がありました。最初の26年度の予算案についての御説明に関して、何かお尋ねの点はないでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、もう一つ、「ことば食堂へようこそ！」についての御説明に関して、異論を唱えるわけじゃないんですが、「ことば食堂」というネーミングは、何か説明を求められたらどんな説明がいただけるのでしょうか。

○岩佐国語課長

資料に写真が小さく載っていると思いますけれども、上の方の写真の右側の方で女性が黒板に字を書いています。これは食堂のシェフが今日のメニューはということで、例えば今日のメニューは「雨模様」ですというメニューを黒板に書く、食堂が場面になっているということで、「ことば食堂へようこそ！」という名前にしています。

○杉戸分科会長

食堂のメニューということで。ありがとうございます。ほかに御意見、お尋ねはないでしょうか。

それでは、ここまでといたします。本日予定しておりました議題は以上です。ほかに何か取り上げるべきことがないようであれば、本日の審議はここまでといたしますが、よろしゅうございましょうか。

1年間小委員会あるいはその打ち合わせ会、ワーキンググループ、あるいはそれ以外の機会、先ほどもメールが1日4回以上も往復したとかというお話も伺いましたが、様々な機会に、それぞれお立場ごとに積極的な御協力を頂きました。私からも、もう一度お礼を申し上げます。ありがとうございました。

それでは、これをもちまして、第54回の文化審議会国語分科会を終了といたします。ありがとうございました。